

行政処分の公表

弊社は東北運輸局より以下の処分を受けました。
今回の件を厳粛に受け止め、全社挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 対象営業所 有限会社 セイワ 本社営業所

2. 処分内容 輸送施設の使用停止（20 日車）

3. 指摘事項及び違反事項

届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。（道路運送法第 9 条の 2 第 1 項）

輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省で定める事項を遵守していなかった。（道路運送法第 27 条第 2 項）

①運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項）

5. 処分を受けた日

平成 28 年 4 月 12 日